

白山手取川ジオパーク新商品開発支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白山手取川ジオパークをアピールするため、市内の法人又は個人事業主が新商品を開発するために要する経費に対し、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内産の素材を利用した商品開発、または、開発商品を市内販売できる法人または個人事業主
- (2) その他白山手取川ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が適当と認める者

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 白山手取川ジオパークをアピールするための新商品開発であり、開発した商品は、実際に継続的な販売を目指すこと。
- (2) 法令及び公序良俗に反しないものであること
- (3) 協議会及び白山手取川ジオパークイメーজキャラクター「ゆきママとしずくちゃん」の信用・品位を損なわないものであること

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同一助成対象者への助成金の交付回数は、同一年度内で1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新商品開発支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 新商品開発支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、新商品開発支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、新商品開発支援事業実績報告書（様式第5号）に、次の掲げる書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 新商品開発支援事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）

- (3) 助成対象経費に係る領収書の写し
 - (4) 商品を販売していることが分かる写真
 - (5) その他会長が必要と認める書類
- (助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、助成金の額を確定し、新商品開発支援事業助成金交付確
定通知書（様式第8号）により、当該助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により助成金の額を確定した後、助成金を交付するも
のとし、助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、新商品開発支
援事業助成金請求書（様式第9号）を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	助成金の額
原材料費、外注費、試作費、その他会長 が必要と認める経費。ただし、既存の商 品にキャラクター等を入れただけのも のは、対象外とする。	10万円を限度とする。ただし、助成対 象経費が10万円に満たない場合は、そ の額とし、千円未満の端数があるとき は、これを切り捨てる。